

全養協通信

平成26年7月14日 発行

全国社会福祉協議会 全国児童養護施設協議会

〒100-8980 東京都千代田区霞が関 3-3-2 新霞が関ビル

TEL. 03-3581-6503 FAX. 03-3581-6509

<http://www.zenyokyo.gr.jp/>

「全養協通信」は、全国の会員施設にお送りしています

《トピックス》

1. 国が子ども・子育て支援法に基づく基本指針を告示
2. 社会福祉法人在り方検討会が報告書を取りまとめ
3. 社会福祉法人による全国的取組みについて議論
4. 「子育て支援員(仮称)」制度の創設が示される
5. 全社協・全養協からのお知らせ

《同封物一覧(会員施設)》

1. 「児童養護施設(社会福祉法人)運営・情報開示等強化セミナー」 ご案内文、開催要綱

1. 国が子ども・子育て支援法に基づく基本指針を告示

国は、子ども・子育て支援法の規定に基づき、○教育・保育の提供体制の確保及び地域子ども・子育て支援事業の実施に関する基本的事項、○子ども子育て支援事業計画(市町村計画、都道府県計画)の記載事項等を定めた基本指針を定め、7月2日に告示しました。

基本指針には、子ども・子育て支援法で市町村及び都道府県に策定が義務づけられた「市町村子ども・子育て支援事業計画」、「都道府県子ども・子育て支援事業支援計画」に定める事項が示されており、社会的養護に関する事項は、市町村計画では任意記載事項、都道府県計画では基本的(必須)記載事項とすることが定められています。

記載内容の詳細は後段、及び内閣府ホームページをご参照ください。

■基本指針(内閣府ホームページ) (<http://www8.cao.go.jp/shoushi/shinseido/law/index.html>)

＜教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の整備並びに子ども・子育て支援給付及び地域子ども・子育て支援事業の円滑な実施を確保するための基本的な指針＞(関係部分抜粋、一部事務局編集)

第一 子ども・子育て支援の意義に関する事項

第二 教育・保育を提供する体制の確保及び地域子ども・子育て支援事業の実施に関する基本的事項

第三 子ども・子育て支援事業計画の作成に関する事項

一～二 (略)

三 市町村子ども・子育て支援事業計画の作成に関する任意記載事項

1 (略)

2 子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援に関する都道府県が行う施策との連携に関する事項

(一) 児童虐待防止対策の充実

(1)～(2) (略)

(3) 社会的養護施策との連携

市町村が子ども・子育て支援を推進するに際しては、子育て短期支援事業を実施する児童養護施設等との連携 (中略) が必要である。他方で、地域の里親や地域分散化を進める児童養護施設等において子どもが健やかに成長するためには、市町村、学校、民間団体等の地域の関係機関の理解と協力のほか、(中略) 都道府県との連携により、地域の中で社会的養護が行えるような支援体制の整備をする。(後略)

四 都道府県子ども・子育て支援事業支援計画の作成に関する基本的記載事項

1～4 (略)

5 子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援に関する施策の実施に関する事項並びにその円滑な実施を図るために必要な市町村との連携に関する事項

(一) (略)

(二) 社会的養護体制の充実

社会的養護の体制整備については、(中略) 質・量ともに充実を図る必要がある。このため、社会的養護は、できる限り家庭的な養育環境で行われることを目指し、原則として家庭養護(里親及びファミリーホームにおける養護)を優先するとともに、施設養護(児童養護施設、乳児院等における養護)もできる限り家庭的な養育環境の形態としていく必要がある。具体的には、今後十五年で、社会的養護の形態(児童養護施設、乳児院及び里親等に限る。)について、全ての本体施設を小規模グループケア化するとともに、本体施設、グループホーム(地域小規模児童養護施設及び分園型小規模グループケア)及び里親等をおおむね三分の一ずつの割合にしていくことを目標として必要事業量を設定するとともに、次の基本的な方向性に沿って社会的養護体制の整備を計画的に推進し、質の高いケアを目指す。

(1) 家庭的養護の推進

ア 里親委託等の推進

社会的養護では里親委託を優先して検討することが原則であり、里親等委託率を設定し、里親の開拓、里親支援の充実等により里親委託を推進する。里親支援については、児童相談所が中心となり、市町村や里親支援機関、施設の里親支援専門相談員、児童家庭支援センター等と連携し、里親の研修、相談支援、相互交流等を行う。また、里親の開拓及び里親支援の充実のため、(中略) ファミリーホームも促進する。

イ 施設の小規模化及び地域分散化の推進

(二)の柱書きの目標を達成するため、都道府県は、都道府県推進計画を、家庭的養護推進計画と整合的なものとなるよう調整して作成することとされており、これに沿い、本体施設、グループホーム、里親等の必要事業量等を設定して地域の実情に即した取組を推進すること。(後略)

(2) 専門的ケアの充実及び人材の確保・育成

(前略) 各施設への家庭支援専門相談員、里親支援専門相談員、心理療法担当職員等の

専門的な職員の配置の推進等専門的ケアの体制の整備や、基幹的職員研修等への参加等施設職員の支援技術向上のための取組を行う。また、社会的養護の担い手となる職員の確保及びその専門性の向上のため、その必要量を踏まえて養成、研修体制を整備する必要がある。さらに、社会的養護体制についても、情緒障害児短期治療施設及び児童自立支援施設に係る都道府県単位での設置、児童養護施設及び乳児院等に係る一定規模の地域単位での設置、里親等に係る市町村単位での複数確保等、重層的で体系的な整備を推進する。(後略)

(3) 自立支援の充実

社会的養護により育った子どもが一般家庭の子どもと同様に社会において自立していけるよう、(中略) そのための体制整備を行う。他方、自立生活能力が乏しいまま施設退所等を行うことにならないよう、十八歳以降の措置延長を積極的に活用する。また、施設退所者等の自立を支援する自立援助ホームについて、(中略) 設置を推進する。さらに、社会的養護により育った子ども等が地域生活を送るために必要な支援の体制を整備する。

(4) 家族支援及び地域支援の充実

(前略) 家庭支援専門相談員や里親支援専門相談員の配置等施設のソーシャルワーク機能を強化するとともに、児童家庭支援センターを積極的に活用する。(後略)

(5) 子どもの権利擁護の推進

子どもの権利擁護の強化を図るため、児童福祉法第三十三条の十に規定する被措置児童等虐待に対する措置及びケアの質の向上のための取組等を進め、被措置児童等虐待の禁止について施設職員等への徹底、入所児童等や関係機関への周知等その予防に取り組む。また、被措置児童等虐待に関する通告や届出の受付、通告等があった場合の対応、被措置児童等虐待が起こった場合の措置等に関し、ガイドラインを定め、都道府県において予め対応について意識を共有するとともに、適切に対応できる体制を整備するほか、必要に応じてガイドラインや体制を見直す。さらに、ケアの質の向上を進めるため、施設ごとの施設運営指針や里親等養育指針に沿った取組を推進するとともに、義務化された第三者評価の受審を求める。

2. 社会福祉法人在り方検討会が報告書を取りまとめ

厚労省の「社会福祉法人在り方等に関する検討会」は7月4日に報告書を取りまとめ、公表しました。

報告書では、社会福祉法人制度を取巻く状況の変化等を記載するとともに、社会福祉法人の今日的な役割や今後の課題等を示しています。前号でお伝えした「地域における公益的な活動」についても、制度や市場原理では満たされないニーズに率先して対応することが求められる非営利法人として、社会や地域へ還元することが求められるとしています。

一方、報告書では社会福祉法人の今日的な役割として、セーフティーネットとしての取組みや、法人そのものが地域の公的な資源であることなどとともに、措置事業の適切な実施およびそのノウハウを生かした多様な福祉ニーズへの対応の重要性示されています。なお、措置事業を中心に実施する社会福祉法人においても、人的・物的資源や寄附原資等を活用し、制度で対応しきれない福祉ニーズへの取組みを主体的に行うことが必要であるとしています。

■社会福祉法人制度の在り方について(報告書) (<http://www.mhlw.go.jp/stf/shingi/0000050216.html>)

3. 社会福祉法人による全国的取組みについて議論

～全社協・施設協議会連絡会 第2回 調査研究部会～

全社協・施設協連絡会は、7月8日に第2回調査研究部会を開催し、厚労省の通知改正（「社会福祉法人の認可について」）による財務諸表等公開義務付け（本通信NO.256参照）への対応等について協議しました。財務諸表等の公開については、各法人・施設による理解と対応が重要であることから、連絡会でパンフレットを作成し、各種別協議会を通じて周知をはかることが確認されました。

また、厚労省の「社会福祉法人の在り方等に関する検討会」が示した、社会福祉法人による「地域における公益的な活動」（次頁及び本通信・NO.257参照）への取組みについても議論され、社会福祉法人全体として活動に取り組むため、全国的な働きかけが必要であること等を確認しました。具体的な内容や方法、時期等については、あらためて検討することとされました。

4. 「子育て支援員（仮称）」制度の創設が示される

～政府が女性の活躍推進の一環として決定～

政府は、児童養護施設における補助的職員等としての位置づけを想定した「子育て支援員（仮称）」制度の創設を含む『日本再興戦略』改訂2014～未来への挑戦～を、6月24日に閣議決定しました。同制度は、政府の産業競争力会議が提案していたもので、育児経験がある主婦などを対象に、20時間程度の研修を受講した者を、子育て支援員として認定するとしています。

子育て支援員の位置づけとしては、児童養護施設・乳児院における補助的職員のほか、○小規模保育における保育従事者、○家庭的保育における家庭的保育補助者、○放課後児童クラブの補助員、○地域子育て支援拠点の専任職員等が例示されています。

研修体系は2部構成で、10時間程度の共通研修を踏まえ、各事業分野別に5～15時間程度のコース別研修を行うとし、児童養護施設等における補助的職員にあつては、「社会的養護コース」として、5時間程度の研修を行う案が示されています。また、研修修了者が子育て支援員として認定された場合、全国いずれの地域でも通用可能とされているほか、意欲のある子育て支援員が、保育士や放課後児童支援員をめざしやすくする仕組みも検討されることが示されています。

なお、6月30日に開催された第16回子ども・子育て会議では、「保育は専門性を有した者が行うべき」との観点から、同制度について多くの委員より慎重な検討を求める意見が述べられています。

■第4回産業競争力会議課題別会合 資料

(<http://www.kantei.go.jp/jp/singi/keizaisaisei/kadaibetu/dai4/siryou3.pdf>)

■『日本再興戦略』改訂2014～未来への挑戦～

(<http://www.kantei.go.jp/jp/singi/keizaisaisei/pdf/honbun2JP.pdf>)

5. 全社協・全養協からのお知らせ

(1)「児童養護施設(社会福祉法人)運営・情報開示等強化セミナー」のご案内

本通信「NO.256」でお知らせしましたとおり、各方面より社会福祉法人の運営等に関する様々な指摘がなされるなか、社会福祉法人の現況報告書、決算書類等のインターネットによる公表等が義務化されました。

これを受け本会では、会員施設(社会福祉法人)が社会の負託に応える適切な施設運営を行えるよう、とりわけ財務諸表の作成・公表にあたって、留意すべき点等について理解を深めること等を目的として、「児童養護施設(社会福祉法人)運営・情報開示等強化セミナー」を開催することといたしました。

詳細は、別添の開催要綱をご確認ください。

各施設からの積極的なご参加をお願いいたします。

【児童養護施設(社会福祉法人) 運営・情報開示等強化セミナー】

開催日	会場	参加対象
9月30日(火)	全国社会福祉協議会・会議室 (東京都千代田区)	施設長、事務員、法人役員等

(2)「第23回雨宮児童福祉財団修学助成金」は9月1日より受付開始(予告)

公益財団法人雨宮児童福祉財団は、昨年度に引き続き、児童福祉施設等を利用している児童が進学を希望し、専門学校、大学・短大等に進学する場合の修学助成を実施します。申請要項は各施設へ8月に送付しますので、予めご承知おきください。

対象	平成27年3月に高校卒業後、大学・短大・専門学校・専修学校に進学する方のうち、 <u>他の助成団体等から返済義務のない入学金の助成を受けていない方。</u> ※入学金を免除された方および入学金のない方は対象外
助成内容	入学金のみ (※返済義務なし)
申請受付	平成26年9月1日(月)開始
申請締切	【一次締切】平成26年10月31日(金) 必着 【最終締切】平成26年11月25日(火) 消印有効

(3)会員施設基礎調査の実施

毎年実施しております会員施設基礎調査について、7月中に調査票を発送すべく、作業を進めておりますので、調査票が届きましたらご協力のほどよろしくお願いいたします。

なお、本年度の調査は、調査票を都道府県協議員へ提出いただき、都道府県協議員に取りまとめいただくこととしております。提出先につきご注意くださいとともに、協議員の皆さまにおかれては、ご協力のほどよろしくお願いいたします。詳細は、後日郵送でお送りする文書をご確認ください。

(4)「永年勤続職員表彰」、「児童文化奨励絵画展」の募集

既にお伝えしておりますとおり、「永年勤続職員表彰」、「児童文化奨励絵画展」を募集しています。
ご案内文書は6月初旬にお送りしていますので、ご確認ください。

名称	募集内容	提出先	締切り
永年勤続職員表彰	対象職員	全養協事務局	8/1(金)
児童文化奨励絵画展	絵画作品	都道府県・指定都市養協事務局	7/17(木)

(5)研修会等のご案内

名称	開催日	会場
児童養護施設(社会福祉法人) 運営・情報開示等強化セミナー(再掲)	9/30	全社協(東京)
第68回全国児童養護施設長研究協議会	10/28～30	ANAクラウンプラザホテル京都他(京都)
全国児童養護施設中堅職員研修会	H27. 1/13～15	全社協(東京)
社会的養護を担う児童福祉施設長研修会	9/4～5 12/4～5	大阪ガーデンパレス(大阪) 全社協(東京)
ファミリーソーシャルワーク研修会	H27. 2/12～13	TOC有明(東京)

(6)新規開設施設の情報をお知らせください

新規開設した施設(予定含む)の情報がありましたら、都道府県協議員を通じ、事務局までお知らせください。

ご協力のほどよろしくお願いいたします。

(7)厚生労働省人事異動 7月11日付

新職名	氏名	現職名
雇用均等・児童家庭局 家庭福祉課長	大隈 俊弥	安全衛生部安全課主任 中央産業安全専門官
国立社会保障・人口問題研究所 企画部長	小野 太一	家庭福祉課長